

研究種目：基盤研究(C)
研究期間：2006～2008
課題番号：18530040
研究課題名(和文) 規制改革と政府の市場化における事業法と競争法のインタフェース
研究課題名(英文) Interface between government regulations and competition law at the time of introducing regulatory reform and the market test

研究代表者

泉水 文雄 (SENSUI FUMIO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50179363

研究成果の概要

市場支配的事業者規制、とりわけ私的独占、それに至らない不公正な取引方法、優越的地位の濫用に対する規制について解釈論、課徴金導入に関する立法論を提言した。また市場支配的事業者を形成、強化等するおそれのある企業結合規制の分析方法、ネットワークに関する市場における競争上の規制の比較法研究の成果を公表した。さらに、モバイル市場の競争のあり方等の事業法と競争法の交錯について研究成果を公表した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,000,000	0	1,000,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,700,000	510,000	3,210,000

研究分野：社会法学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：独占禁止法、競争法、市場支配的事業者、企業結合、規制改革、市場化

1. 研究開始当初の背景

独占禁止法を中心とした競争法の役割が増すとともに、伝統的になされた個別事業法の規制において競争法の分析手法および競争法的な規制手法が用いられるようになって

ている。前者では、独禁法は事業分野に特有な問題に対応して法適用されることが求められている。後者では、総務省等の政府規制において競争法の手法を取り入れつつあり、競争評価等も行われ始めており、競争法による分析が重要となっている。

2. 研究の目的

研究代表者は、市場支配力および市場支配的地位、ECの有効競争レビュー、日本の競争評価等について研究の蓄積を積んできた。これらの研究を踏まえ、競争法上の市場支配的事業者規制の検討、さらにこれらの手法を用いて規制分野への競争の導入について研究を行う。

3. 研究の方法

(1) 事業法と競争法のインタフェースについて、基礎的な研究を行う。まず、支配的事業者に対する規制について、比較法、立法史を含めて研究する。

(2) 事業法と競争法の規制について支配的事業者の形成、強化に関する企業結合規制について検討する。

(3) 事業法と競争法の相互関係・インタフェースについて、比較法を中心に研究する。

(4) 総務省のモバイルビジネス研究会等を通じて携帯電話市場においていかなる規制が必要かどうかについて、販売奨励金、シムロック、MVNO等のあり方について検討を行う。

4. 研究成果

(1) 私的独占、それに至らない不公正な取引方法、優越的地位の濫用に対する規制について解釈論、課徴金導入に関係する立法について、日本経済法学会年報等に成果を示し、さらに内閣府の報告書を対象に具体的な立法提案について検討を行った結果を公表した(論文④⑤)。さらに、共著『競争の戦略と政策』(図書④)を公表し、補完財商品供給者間の垂直的統合および垂直的契約が競争政策および経済政策でどう評価されるかを検討した。共著『1947年独占禁止法の形成と成立—原始独占法における主要規定の制定過程—』(論文⑩)では、立法史の研究を行い、私的独占規制および事業法規制と独禁法の関係に関して独禁法制定者がどのように考えていたかを第1次資料を網羅的に検討して明らかにした。共著「原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆—公取委の組織、司法制度、損害賠償、刑事制度—」(論文②)

では、独禁法制定時における日米の立案担当者の考え方を明らかにした。

(2) 市場支配的事業者の認定に関する問題として、順位、シェア以外の要因である参入、輸入、隣接市場からの競争圧力、買い手の競争圧力、効率性、経営状態について、この点を取り上げられる企業結合規制における解釈および相談事例の具体的な分析を行い、『企業結合ガイドラインの解説と分析』(図書①)として出版をした。

(3) 事業法と競争法の相互関係・インタフェースについて、根岸、川濱と共編著として『ネットワーク市場における技術と競争のインタフェース』(有斐閣)を刊行した(図書③)。これは、ネットワーク効果に関わる公益事業、その他の産業において競争法の分析がいかになされるかを、独禁法、事業法の規制の両方に対象に、比較法を含めて総合的に研究した成果である。不可欠施設に係る法規制を独禁法の中に導入しようとして挫折した立法提案について、法動態学の観点から検討を行った論文を公表した(図書②)

(4) 携帯電話市場における、販売奨励金、シムロック、MVNO等のあり方について論稿を公表した(論文⑦)

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計11件)

- ① 泉水文雄、入札談合の法と経済学—自首による課徴金減免—、神戸法学雑誌、58巻1号、19—38頁、2008、査読無し
- ② 泉水文雄、西村暢史、原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆—公取委の組織、司法制度、損害賠償、刑事制度—、公正取引委員会・競争政策研究センター共同研究CR 04-08 November、2008、1—306頁、2008、査読無し
- ③ 泉水文雄、最近の公正取引委員会審決について、公正取引、698号、2—7頁、2008、査読無し
- ④ 泉水文雄、課徴金対象行為の拡大、公正取引、683号、23、32頁、2007、査読無し

- ⑤ 泉水文雄、私的独占規制における支配型規制及びエンフォースメントのあり方、日本経済法学会年報、28号、54、73頁、2007、査読無し
- ⑥ 泉水文雄、商品形態(2)―ルービック・キューブ事件、中山信弘ほか編『商標・意匠・不正競争判例百選』(有斐閣)(ジュリスト別冊)、188号、130―131頁、2007、査読無し
- ⑦ 泉水文雄、1円携帯がなくなる日?―モバイルビジネスの行方と競争政策、ジュリスト、1340号、2―6頁、2007、査読無し
- ⑧ 泉水文雄、医療用生地管の輸入排除による私的独占―ニプロ株式会社に対する審判審決一、公正取引、671号、35-41頁、2006、査読無し
- ⑨ 泉水文雄、リニエンシーの実務と改正独占禁止法の動向、リーガルマインド、268号、1―21頁、2006、査読無し
- ⑩ 西村暢史、泉水文雄、1947年独占禁止法の形成と成立―原始独占禁法における主要規定の制定過程一、神戸法学雑誌、56巻2号、51―309頁、2006、査読無し
- ⑪ 泉水文雄、知的財産法と独占禁止法との関係、紋谷暢男先生古希記念『知的財産法と競争法の現代的展開』(発明協会)所収、1145―1167頁、2006、査読無し

[学会発表] (計1件)

- ① 泉水文雄、私的独占規制における支配型規制及びエンフォースメントのあり方、日本経済法学会、青山学院大学
2007年10月8日

[図書] (計6件)

- ① 泉水文雄、川濱昇、武田邦宣ほか、企業結合ガイドラインの解説と分析、商事法務、356頁、2008
- ② 櫻村志郎編、泉水文雄ほか著『法動態学叢書：水平的秩序3 規制と自律』(法律文化社)(18―45頁を執筆) 238頁(2007)

- ③ 根岸哲、川濱昇、泉水文雄編著、ネットワーク市場における技術と競争のインターフェース、有斐閣、370頁、2007

- ④ 柳川隆・川濱昇編、泉水文雄分担執筆(7章、9章を山根智仁と共著)、競争の戦略と政策、有斐閣、352頁、2006

- ⑤ 泉水文雄、金井貴嗣、川濱昇編著、独占禁止法(第2版)、弘文堂、532頁、2006

- ⑥ 泉水文雄、金井貴嗣、川濱昇編著、ケースブック独占禁止法、弘文堂、533頁、2006

6. 研究組織

(1) 研究代表者

泉水 文雄 (SENSUI FUMIO)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50179363

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし